

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701121 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800048 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 1 日から昭和 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 8 月 1 日まで
③ 平成元年 8 月 1 日から平成 11 年 1 月 27 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までの期間に係る標準報酬月額が、それぞれ前月の標準報酬月額より低く記録されているのは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は平成 11 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していないと回答している上、事業主及び請求者が同社の社会保険を担当していたとする「経理士」も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①から③までの期間に係る給与額及び給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、請求期間①から③までの期間について、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間①から③までの期間における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①から③までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。